

第37回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成26年6月6日（金） 午後2時より

会議の場所 ひだホテル 3F会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第56号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第57号 | 地積調査事業の成果による地目変更について |
| 日程第 5 | 議第228号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第229号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第230号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第231号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第232号 | 高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

木本新一、下田正克、加藤貢、中谷ちづえ、田口康慈、矢筈原実、中井作良、向田誠、大下賢芳、酒井進、大下宣夫、新井修、川原靖司、下田初秋、西倉和一郎、福野幸夫、鈴木良一、平岡誠治、小林達樹、田中正躬、大森治良、田中良知、足立正孝、橋下甚一、杉本健三、蓑谷良孝、橋場茂子、大下康雄、桜本博幸、藤井和豊、本林正樹、天野克宏、鴻巣明久、石垣辰巳

○本日会議に欠席した委員

牛丸與土継、塚腰一司、

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
林務課長 藤下定幸
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 大平茂

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
書記 山内一弘、脇坂光生、宮垣津弘、武川尚、荒木順吉、松林彰、大江泰一郎、柚原克彦、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
農地主事 清水一徳

職務代理 ただいまより第37回高山市農業委員会を開催いたします。
本日、議席番号 7番 牛丸與士継 委員、30番 塚腰一司 委員から欠席の報告がありましたのでよろしくお願いいたします。
なお、本日出席委員は 36名中 34名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、議長より挨拶を願います。

議長 田植えもひと段落し農作業もピークを迎え多忙の中、出席いただきありがとうございます。

新聞・テレビ等で連日農業改革関連の放送がなされています。農業新聞は毎日JAについて報道しており、過日、岐阜新聞ではトップ記事で農業委員の公選廃止を報道していました。

そんな中、今年は改選期でありみなさんもそれぞれ取り組んでおられることと思います。私ごとではありますが、もう一期出馬する覚悟であります。今後、農地法等の改正もできます。2～3年後にはまた改正され農業改革が行われるものと思います。

農業全般を国民も見直してほしいものです。今年2月の全国大会の報告中、規制改革は、現場に会った形で推進すべきであり、現場とかけ離れている。と国会議員が認識しており、委員の1/3程度しか真剣に取り組んでももらえないような状況と報告を受けました。もっと現場を理解し機能を発揮し取り組んでほしいものです。改選前最後の総会も計画されています。色々のご意見をいただきたくお願いします。

職務代理 ありがとうございます。
それでは日程に従いただいまから議事に移ります。
進行は議長が務めます。

議長 議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。

(憲章朗唱)

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 12番 大下宣夫 委員と、13番 新井修 委員
を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第56号 農業生産法人の報告等について を議
題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。
今回は45法人のうち3法人についての報告となります。
農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①
法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。

1番 朝日町見座にあります有限会社の法人は、認定農業者で
もあり、田 2.4ha、畑0.1ha、計2.5haを経営耕作し、
水稻栽培や作業受託、及び餅の加工販売をしております。

2番 国府町木曾垣内地内にあります株式会社は、認定農業者
でもあり、田0.8ha、を経営耕作し、肉用牛の肥育で193頭
飼育しております。

3番 清見町三ツ谷にあります有限会社の法人は、認定農業者でもあり、田 1. 1 haを経営耕作し、肉用牛の肥育で183頭を飼育しており、また水稻の栽培もしております。

以上ご報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

日程第4 報第57号 地積調査事業の成果による地目変更について を議題とします。

事務局の説明を願います。

荒木久々野基盤産業課長 久々野支所の荒木です、報第57号 地積調査事業の成果による地目変更について、現在久々野地域におきまして第6次10カ年計画、平成22年から31年の地籍調査において10地域の予定、現在6地区完了。

今回は、山梨地区の案件となります。田3筆 462㎡、畑19筆 10218.61㎡ 計22筆 10,680.61㎡になります。

以上、報告させていただきます。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

それでは続いて、日程第5 議第228号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますのでご了承願います。

本日は、6件の上程となります。

1番は、桐生町地内の案件で、フローラの裏側、受け人の農地に隣接する位置になります。地目田2筆4.21㎡について申請地に隣接する受け人が、取得するものです。受人の耕作面積は7,881㎡で、作付けについては水稻になります。

2番につきましては、丹生川町久手地内の案件になります。場所は、ほおのき平スキー場の向かいに位置します。畑1筆766㎡を受け人が就農計画により6年間契約で祖父から借り受け、規模拡大を図るものです。借り人の耕作面積は6,079㎡で、作付けについては露地野菜を予定しています。

3番につきましては、荘川町地内の案件になります。場所は、荘川インターチェンジの東側に位置します。田1筆312㎡、畑1筆324㎡、合計636㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は3,153㎡で、作付けについては露地野菜を予定しています。

4番は、国府町広瀬町地内の案件になります。受人の隣地となる田1筆66㎡をするものです。受人の耕作面積は5,384㎡であり、作付けは露地野菜を予定しています。

5番は、国府町今地内の案件になります。田1筆776㎡を取得し規模拡大を図るものです。受人の作付け予定については水稻を予定しています。

6番は、上宝町在家の案件になります。畑1筆1,170㎡を隣地取得するものです。受人の作付けについてはハウレンソウ・トマトを予定しています。

以上、6件、田5筆、畑3筆、合わせて8筆、3,418.21㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可について、許可することと決定いたします。

議 長 続きまして、日程第6 議第229号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は1件の上程となります。

1番は塩屋町地内の案件です。田2筆419㎡については既に蔵及び車庫として昭和35年・52年頃から利用済みで今回顛末書を付して追認を求めるものです。

以上、1件、田2筆、419.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第230号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は、5件の上程となります。

1番は、山口町地内の案件です。渡し人10名で田7筆、畑11筆で合計7625㎡について、受人が分譲住宅として転用するものです。予定では29区画の分譲住宅をする計画をされています。なお、大規模案件となるため、都市整備課の許可が必要で協議中であります。

2番は、下林町地内の案件です。田1筆2.79㎡について、平成5年ころからすでに駐車場として転用利用されており、顛末書の提出を受け、追認を求めるものです。

3番は、丹生川町町方地内の案件です。田1筆212㎡、畑1筆833㎡について、借り人が中部縦貫の工事のための資材置き場として一時転用するもので、これに応じるものです。

4番は、一之宮町地内の案件です。田1筆869㎡について、受人が分譲住宅に転用するものです。4区画の整備予定です。

5番は、久々野町引下地内の案件です。こちらは、田1筆396㎡のうち、142㎡を借り人の会社駐車場として借り、貸人がこれに応じるものとなります。

以上、5件、田11筆、畑1筆、合わせて12筆、9683.79㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

加藤委員

2番について、周りの農地があったと思うが、駐車場にした時、今のところだけが漏れたのか？

本林会長

元々、山、田だったがずっと休耕状態で、ほとんど山林化していたところ。そのため、わからなかったと聞いている。

鈴木委員 1番の大規模案件について、開発許可についてはどうなるか？
県に対してはどうなるか？

池田書記 大規模開発に対する、許可等については都市整備課の確認を要し、県への報告案件となる。また、他法で許可がされない場合は、転用許可も最終的には許可されないこととなります。

議長 他にご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第231号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

船坂書記 本日は5件の利用権設定の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1～4番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稲、施設園芸（ほうれん草）、肉用牛（繁殖8頭）の経営をしており、田6筆6，354㎡を更新7年の賃貸借権を設定し、引き続き牧草畑として利用するものです。

5番について、昨年12月に新規就農相談を受け今年度より就農する借人は無農薬農業を目指し、田、畑など7筆3，773㎡を新規5年の解除条件付使用貸借権を設定し、まこもだけ、山わさび、大豆を生産するもので、農地の有効利用により荒廃化防止にもつながると考えます。

以上、5件につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご意見がございませんので、異議なしと認め農用地利用集積の決定については承認といたします。

議 長 続きまして、日程第9 議第232号 高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

船坂書記 この議案については、情勢の推移による変更で、年1回一定の受付期間を定め、農振農用地の除外、編入、用途変更の見直しを行うものです。今年は、1月14日から2月14日までの1か月間を申請受付期間とし、その後書類審査及び現地調査をして取りまとめ本日の委員会に諮るものです。皆さんのお手元に一覧表と各筆調書を配布しておりますので、スライドをご覧くださいながら順次説明をいたします。

(編入) 整理番号1~4 計4筆 5,822.00㎡ を説明

(用途変更) 整理番号1~6 計11筆 24,672.00㎡ を説明

(除外) 整理番号1~27 計57筆 14,620.88㎡ を説明

(変更不可) 整理番号1 計1筆 2,732.00㎡ を説明

(除外不可) 整理番号1~8 計14筆 8,206.00㎡ を説明

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご意見等ございませんので、異議なしと認めまして、高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更については承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご

意見等ございませんか。

(発言なし)

議

長

それではこれをもちまして、第37回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時25分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

大下宣夫 委員

新井 修 委員
